【資料４】

防災庁設置に伴う諸規定の改正について

１．概要

防災庁設置法（令和８年法律第 61 号）が令和８年１１月２日に施行されたことに伴い、中央防災会議運営要領、中央防災会議幹事会設置要綱、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画について所要の改正を行う。

２．改正内容

各規定中、「内閣府」を「防災庁」に、「防災担当大臣」を「防災大臣」に、「内閣府政策統括官（防災担当）」を「防災庁統括官」に改める等の改正を行う。